

平成15年10月30日

内閣官房
知的財産戦略推進事務局
内閣参事官 甲野 正道 様

日本写真著作権協会 (JPCA)
会長 田沼 武能

「コンテンツビジネス振興に係わる課題」に対する意見書

上記表題に関しまして、写真分野における問題と対応、流通全体に係わる事項について提言いたします。

＜写真分野における問題＞

現在、コンテンツビジネスにおいて、写真画像は十分に流通しているとは言えない現状があります。その原因には、様々な理由が考えられますが、次の3点が特に重要です。

(問題点)

1) 画像の保護技術の問題

画像の保護技術が確立していないために、不正利用に対抗する手段が、非常に限定されている。特に個人が容易に採用できる範囲での保護手段に乏しい。

2) 支払の問題

利用料を徴収する手段が少ない。少額の使用料を個人が簡単に支払うことができ、個人で受け取るシステムが不十分である。現状では、インターネット上の最も簡便な支払い方法はクレジットカード決済であるが、少額の場合には制約も多く、また、支払を受ける側も個人で利用することが難しい。

3) 契約についての問題

現在の著作物の流通には、契約が不可欠であるが、契約には更に二つの問題点がある。ひとつは、日本において、従来契約の習慣がなく、個人レベルでの契約書の作成が困難であることである。また、インターネット上の契約の効果についても未定義の部分が多くあり、なかなか契約する習慣が浸透しない。ふたつめは著しく不平等な契約が存在することである。著作者が直接、利用者と契約を交わす場合には、この問題は起きにくいですが、コンテンツビジネスを行う業者と、著作者が契約を結ぶ際には、このようなケースが起きる場合がある。そこには雇用主と従業員に代表

されるような、明らかな力関係の強弱があり、不平等な契約を受け入れざるを得ない状況がある。このようなことから、ディストリビュータである事業者と著作者が契約を行う際、著作者は必要以上に警戒感を持ち、契約を敬遠する傾向がある。また、逆に著作者が契約を提示する場合、従来以上の権利主張を警戒する傾向がある。

(写真分野個別の問題点についての提言)

提言 1) 保護技術の普及促進

- ① 一般消費者向けの保護技術開発への助成金を創設する。
- ② 現在の保護技術についてのレポートをまとめ、公表する。

提言 2) 簡便に少額の決済を可能にする体制の構築

- ① 金融機関等がインターネット上での少額決済を可能にする体制を促進する。
- ② ①を可能にする法的な整備
- ③ 一般消費者が容易に利用できる新しい決済メディアの研究に対する助成金の創設。

提言 3) 公正な契約の締結促進

- ① 個人が契約書を簡便に作成できるシステムの開発
- ② 適正な契約を促進するための契約ガイドラインの策定
- ③ 著しく不平等な契約に対する法的な救済措置の検討

<写真及び全体に関する問題点と対応について>

(写真の環境)

現在、写真は旧来の手法によるものと、デジタル化されたものが共存しております。表現上の理由により、アナログ方式の写真は今後も存続してゆくと考えられますが、一般に流通する写真の多くは、撮影時よりデジタル化されてゆくでしょう。写真は元来、科学技術に基づいた表現形態です。その基礎技術が、フィルムに代表される化学技術から、電子技術へ移行しつつあります。

言い換えると、現在、写真分野においては、デジタル化が十分浸透しているとは言えず、アナログからデジタルへの過渡期にあると言えます。

(問題点)

現況をふまえ、コンテンツビジネスの振興という観点から考えると、写真においては、デジタル化への円滑な移行が重要であると考えられます。そこには次のような問題点があります。

- 1) 過去からの文化遺産である、膨大な量のアナログ方式の写真(フィルムや印画紙)が、デジタル化されないために、コンテンツとして機能していない。
- 2) デジタル化することにより、完全複製が可能となるため、権利侵害を恐れて、デジタル化に対して消極的になる傾向がある。
- 3) 技術革新が非常に急激であったために、旧来の手法で写真制作に携わってきた写真家に、新たなコンピュータ操作などの技術が浸透しているとは言い難い。

(現状)

問題点の1) に関しまして、写真はその作品点数が膨大なために、個人の負担でデジタル化することが困難な状況です。また、故人の作品においては、いっそう困難となります。これは組織として対応すべき問題ですが、初期投資が大きくなるために、現状では難しい状況にあります。

問題点2) に関しましては、新しい保護技術を利用して、不正な利用を防止する手段を模索しておりますが、日々の技術進歩が早いために、一度保護技術を確定しても、今後の対応に不安が残る、という現状です。

最後に問題点3) に関して、技術講習などには、設備が整った環境が必要です。安価に借りられる会場が少なく、また、講師の組織化もされておられません。全国的な規模で利用できる講習会場が必要です。

(対応策)

このような問題点は写真という分野に限らず、急激なIT化に伴い、様々な分野で、多くの方々が持つ、共通の問題点と思われます。コンテンツビジネスの振興は、IT社会の実現と一対です。これらの問題点を解消し、コンテンツビジネスの振興とIT社会の実現という目的を早期に達成するためには、中心となる組織が必要です。その組織において、このような諸問題に取り組むべきだと思われます。

又、このことは、利用者にも当てはまる問題点かと思われます。つまり、利用者がコンテンツに関して理解し、利用しなければビジネス自体も拡大してゆきません。特に、ITを生かした各地域での利用が活性化しなければ、ビジネスとしての拡大は困難かと思われます。このことから、中心となる組織は権利者、利用者双方にとって有益なものでなければなりません。

(全体に係わる問題点についての提言)

「ITセンター(仮称)の設置」

(本部)

- 過去のアナログデータをデジタル化したアーカイブの構築
- デジタル化に対する助言、経済的な補助、技術的な支援
- 利用者に対しての講習の開催
- データ保護技術の研究と普及促進
- 講習会場の提供
- 著作権に関する啓発

(支部)

各地の公共図書館の一部を「ITセンター支部」とし、地域において、本部の業務を代行してはどうか。又、本部と支部が強力に連携することにより、IT社会における地域格差を解消することができるであろう。

以上